

税理士法人きしゅう会計

NEWS LETTER

早いもので、今年も師走を迎えました。2022年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。きちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special feature

不審なショートメッセージやメール にご注意を

- ◆年金から天引きがあるときは検討を
- ◆介護休業制度の現状
- ◆2021年の産業別年末賞与1人平均支給額

不審なショートメッセージやメールにご注意を

国税庁をかたるショートメッセージやメールが送られ、偽サイトへ誘導する事例について、国税庁から注意喚起がされています。

国税庁をかたる ショートメッセージ

国税庁（国税局や税務署を含む。以下同じ）から、**ショートメッセージによる案内は送信されません**。国税庁名でショートメッセージが届いたら、無視しましょう。

登録していない メールアドレス宛に届く

メールによる国税庁からの案内は次の場合に限定されており、**登録していないメールアドレス宛に国税庁からメールが届くことはありません**。

登録	送信内容	送信元表記
国税庁ホームページ新着情報の配信サービスの登録	「国税庁HP新着情報」の件名で、国税庁ホームページに掲載された1週間分の新着情報をその翌週にメールで送信	国税庁 <newsdelivery@news.nta.go.jp>
国税庁メールマガジン配信サービスの登録	「国税庁メールマガジン」の件名で、月に1度、その時節に応じた身近な税の情報などをメールで送信	国税庁 <ntamag@news.nta.go.jp>
e-Taxの利用にあたり、メールアドレスを登録	「税務署からのお知らせ」の件名で、「一般的なお知らせ」と「申告・申請・納税などの情報をメッセージボックスに格納したお知らせ」をメールで送信	e-Tax（国税電子申告・納税システム） <info@e-tax.nta.go.jp>

登録していないメールアドレス宛に届いたメールは、要注意です。

納税催促・差押えの執行予告

国税庁から、**次のような旨のメールは送信されません**。

- 国税の納付について催促を求める旨
- 差押えの執行を予告する旨

不審なメール文面等の特徴

9月29日に、e-Taxサイトで公開された不審な文面のパターンには、次の特徴があります。

- e-Tax から送付する「税務署からのお知らせ」と類似した文面で送られてきているが、**サイトへアクセスするURLが相違している**（相違URL例 . <https://rhnvai.com/OxgZis8352>）
- メールタイトルや本文記載の宛名は、利用者（メール受信者）がe-Taxで登録した宛名（全角30文字以内）であるはずが、**メールアドレスが記載されている**
- 滞納金などの金額を記載したメールを送信しないにもかかわらず、**本文に滞納金などの金額が記載されている**

適切な対応

不審なメールが届いた場合には、メールを開封せずに削除する、あるいはメールを開封した場合であっても本文に記載されているURLをクリックしない（アクセスしない）など、適切な対応をしましょう。削除等するか迷われたときには、弊所までご連絡ください。

年金から天引きがあるときは検討を

公的年金から天引きされる社会保険料を、口座振替へ変更できる場合があります。この振替口座を扶養者の口座にすることで、扶養者の社会保険料控除の対象とすることができます。

社会保険料控除

(1) 社会保険料控除

所得税は、1年間における個人の所得金額の合計額から「所得控除額」を差し引いた残額に対して税率を乗じて計算します。

社会保険料控除はこの所得控除の1つで、**納税者が支払った**、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料が対象となります。

(2) 社会保険料

社会保険料控除の対象となる社会保険料とは、例えば次の保険料等が該当します。

- 健康保険、国民年金、厚生年金保険等の保険料
- 国民健康保険料（税）
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 国民年金基金掛金

公的年金から特別徴収されるもの

社会保険料は自ら支払う他に、給与や公的年金から天引きする方法で支払います。公的年金から天引き（特別徴収）される社会保険料は、次のとおりです。

種類	対象者
介護保険料	65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職 ^{*1} 、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の支給額が18万円以上の方

国民健康保険料（税） ^{*2}	65歳以上75歳未満の方のうち、老齢もしくは退職 ^{*1} 、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の支給額が18万円以上の方
後期高齢者医療保険料 ^{*2}	75歳以上の方もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する方のうち、老齢もしくは退職 ^{*1} 、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の支給額が18万円以上の方

(※1) 老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指す。老齢厚生年金は天引きの対象外。

(※2) 介護保険料が天引きされていることが前提条件。

出典：日本年金機構HP「年金Q&A（年金からの介護保険料などの徴収）」<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyuu/kyotsu/tenbi/20140421-03.html>

ただし、特別徴収される社会保険料のうち介護保険料以外は、口座振替（普通徴収）への変更が可能です。

誰が負担したか

社会保険料控除は負担した人が対象とできるため、「**誰が負担したか**」が重要です。

徴収方法	社会保険料控除対象者
特別徴収	天引きされた公的年金受給者
普通徴収	振替口座の名義人

どなたが負担すると最も税金の負担が軽減できるのか、検討いただくとよいでしょう。

なお、変更には申出をする必要があります。具体的な手続きは、本来負担すべき方がお住まいの市区町村へお問い合わせください。

介護休業制度の現状

厚生労働省の委託調査報告書^{※1}（以下、報告書）によれば、介護をしている正規労働者（以下、正社員）は3社に1社の割合で「いる」そうです。仕事と介護の両立に不可欠な介護休業制度について、企業側が用意している現状を、報告書から確認しましょう。

介護休業の取得可能期間

報告書から正社員が取得できる介護休業の最長通算日数をまとめると、下表のとおりです。

育児・介護休業法における介護休業の取得可能期間は、対象となる家族（対象家族）1人につき通算して93日までとなっています。全体では、この法令の「通算して93日まで」が85.2%で最も割合が高いものの、労働者1,001人以上規模では、「1年」が33.0%となっており、法令を上回る制度を設けている企業が一定数あることがわかります。

対象家族の範囲

育児・介護休業法では介護休業の取得が認められる対象家族の範囲が決められています。が、実態として育児・介護休業規程には、「その他会社が認める者」などと範囲を超えて定めることが多くあります。

報告書によると、その範囲を超えた対象として、全体では「配偶者の祖父母」が7.7%、「配偶者の兄弟・姉妹」が3.4%、「従業員のおじ・おば」が1.4%などがありました。

対象家族1人に対して取得できる介護休業の最長通算日数（正規労働者）（%）

	通算して 93日まで (法定どおり)	93日を超え 6ヶ月未満	6ヶ月	6ヶ月を超え 1年未満	1年	1年を 超える期間	期間の制限 はなく、必要 日数取得 できる	その他	無回答
全体	85.2	1.2	2.0	0.3	7.6	1.1	0.9	1.4	0.2
51人～ 100人	89.0	1.0	0.5	0.0	5.2	0.5	1.4	1.9	0.5
101人～ 300人	87.4	1.6	2.0	0.0	6.1	1.2	0.4	1.2	0.0
301人～ 1,000人	75.0	0.9	5.6	2.3	13.9	1.9	0.5	0.0	0.0
1,001人 以上	45.8	2.2	11.7	1.1	33.0	5.0	1.1	0.0	0.0

厚生労働省「令和3年度仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書企業アンケート調査結果」より作成

介護休業は育児休業と比較して、従業員への制度の内容浸透が十分でない可能性があります。従業員が家族の介護の問題を1人で抱え込まないように、厚生労働省のホームページにある両立支援ガイド^{※2}などのツールを活用しながら、情報提供をしていきましょう。

※1 厚生労働省「令和3年度仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書企業アンケート調査結果」

従業員数51人以上の法人5,000件を対象にした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000988659.pdf>

※2 厚生労働省「両立支援ガイド」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

2021年の産業別 年末賞与1人平均支給額

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは、厚生労働省の調査結果*から、昨年(2021年)の年末賞与の支給状況を主な産業別にみていきます。

支給割合は給与1ヶ月分超に

上記調査結果から、2021年の年末賞与支給労働者1人平均支給額(以下、1人平均支給額)などを産業別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計の1人平均支給額は、5~29人

が27.3万円で前年比1.6%の増加となりました。30~99人は34.5万円で、同1.8%の減少でした。きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も1ヶ月分を超えています。支給事業所数割合は30~99人が90%程度となったものの、5~29人は70%に届かない状況です。

2021年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(1)

産業	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
調査産業計	273,064	1.6	344,921	-1.8	1.01	1.14	67.2	90.2
建設業	340,158	9.3	570,126	-0.9	0.99	1.47	70.5	90.4
総合工事業	345,107	19.6	538,745	-0.8	1.01	1.41	75.2	92.3
職別工事業	306,048	36.4	532,144	38.0	0.96	1.29	58.7	66.7
設備工事業	363,064	-12.7	631,730	-8.9	0.98	1.61	74.9	97.4
製造業	285,965	6.5	339,963	1.6	0.96	1.15	68.4	90.4
消費関連製造業	188,770	-7.8	238,121	-6.8	0.74	0.94	60.2	85.4
素材関連製造業	342,498	18.3	384,661	2.2	1.07	1.25	73.2	95.5
機械関連製造業	313,205	3.7	374,197	6.3	1.05	1.19	72.6	89.0
食料品・たばこ	189,018	-7.7	223,457	-15.8	0.77	0.96	64.1	88.1
繊維工業	137,592	-6.3	220,282	14.8	0.61	0.87	54.7	76.6
木材・木製品	362,935	47.4	369,967	21.3	1.09	1.33	73.4	97.0
家具・装備品	246,364	-24.6	296,913	0.2	0.90	0.95	75.5	87.2
パルプ・紙	256,713	0.8	343,583	-2.8	1.04	1.12	60.5	100.0
印刷・同関連業	195,225	-6.2	247,365	-4.6	0.64	0.87	58.7	84.2
化学、石油・石炭	561,854	26.6	606,029	5.9	1.71	1.81	80.2	94.1
プラスチック製品	287,184	11.7	302,289	-7.8	0.81	1.05	68.0	94.6
ゴム製品	266,142	-5.1	309,426	20.6	0.84	1.09	86.9	91.4
窯業・土石製品	316,928	4.4	395,972	-2.8	1.03	1.18	78.9	97.3
鉄鋼業	585,523	32.5	461,408	-9.6	1.54	1.48	86.0	96.5
非鉄金属製造業	401,389	24.7	445,215	18.2	1.18	1.40	57.0	98.5
金属製品製造業	288,554	8.8	330,860	6.4	0.97	1.12	72.4	94.1
はん用機械器具	322,641	-17.8	392,804	5.7	1.11	1.38	78.9	90.3
生産用機械器具	345,139	36.3	450,095	-2.8	1.10	1.31	75.1	92.7
業務用機械器具	344,140	-16.3	407,088	14.8	1.13	1.21	68.0	93.3
電子・デバイス	405,867	32.2	349,879	15.8	1.13	1.11	66.7	73.8
電気機械器具	286,185	-10.0	266,253	19.4	1.07	1.02	74.7	91.9
情報通信機械器具	303,775	-29.4	412,955	-1.5	1.03	1.23	37.3	84.6
輸送用機械器具	213,741	-3.1	351,399	5.9	0.85	1.08	71.3	91.2
その他の製造業	224,003	4.9	307,724	18.4	0.85	1.07	49.2	84.5
電気・ガス・熱供給等	596,356	-9.4	736,688	-1.3	1.73	1.78	92.2	93.6

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2021年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
情報通信業	477,117	11.5	494,811	-3.1	1.22	1.43	64.1	85.4
情報サービス業	559,394	18.6	486,141	-10.0	1.35	1.40	66.5	85.6
映像音声文字情報	439,821	37.0	459,546	95.0	1.13	1.38	39.7	93.5
運輸業, 郵便業	265,540	7.7	327,216	-0.2	0.85	1.05	67.5	88.4
道路旅客運送業	67,364	-59.6	188,418	-25.3	0.32	0.68	37.1	60.0
道路貨物運送業	227,965	24.8	282,793	4.5	0.73	0.91	67.1	89.5
卸売業, 小売業	292,354	3.0	314,033	6.9	1.01	1.06	67.6	88.6
卸売業	507,422	14.7	558,248	6.2	1.42	1.54	75.9	91.3
繊維・衣服等卸売業	251,473	29.5	263,497	-13.2	0.86	0.84	55.9	64.7
飲食料品卸売業	428,515	11.9	333,645	2.3	1.13	1.01	72.2	81.6
機械器具卸売業	602,577	20.7	729,484	11.4	1.56	1.76	77.2	95.7
小売業	192,872	-3.0	144,465	3.7	0.82	0.71	64.2	86.8
各種商品小売業	112,950	42.1	133,055	27.3	0.49	0.58	43.8	90.0
織物等小売業	109,649	2.0	142,436	-56.3	0.61	0.57	72.4	17.4
飲食料品小売業	64,208	-26.5	93,039	1.4	0.46	0.58	35.6	89.4
機械器具小売業	410,307	0.4	488,151	15.6	1.28	1.53	84.2	96.2
金融業, 保険業	528,451	-1.6	542,870	-10.4	1.69	1.56	89.1	98.0
不動産業, 物品賃貸業	439,143	10.3	503,474	9.9	1.48	1.26	82.0	90.2
不動産業	476,042	4.0	448,871	6.3	1.61	1.31	81.3	88.2
物品賃貸業	361,077	31.7	589,535	13.5	1.19	1.16	83.9	94.3
学術研究等	402,934	-3.6	612,234	2.8	1.28	1.62	77.1	94.0
専門サービス業	430,396	-2.3	465,036	-37.6	1.38	1.31	71.4	92.3
広告業	224,775	-51.0	266,432	10.7	0.88	0.77	77.6	75.0
技術サービス業	393,865	6.5	653,037	23.5	1.26	1.74	78.9	95.9
飲食サービス業等	53,488	19.2	48,755	27.0	0.42	0.34	44.5	81.9
宿泊業	91,824	-16.0	81,418	18.4	0.49	0.49	47.4	69.5
飲食店	39,918	39.6	33,265	20.8	0.36	0.30	41.6	85.1
持ち帰り・配達飲食	97,524	10.2	114,508	46.5	0.58	0.60	56.2	76.7
生活関連サービス業等	121,433	-13.7	129,597	15.0	0.61	0.57	44.7	82.8
娯楽業	147,882	-4.2	101,486	-13.4	0.76	0.52	62.9	82.4
教育, 学習支援業	337,807	3.3	588,948	-1.9	1.36	1.76	75.6	98.5
学校教育	453,652	-0.6	619,193	-1.9	1.68	1.85	89.2	100.0
他教育, 学習支援	174,728	36.9	349,751	-11.2	1.02	1.04	64.9	87.5
その他のサービス業	323,150	-3.6	244,710	-5.9	1.14	0.85	74.5	85.0
廃棄物処理業	278,079	-11.4	401,087	-9.0	0.97	1.28	88.7	97.6
自動車整備等	357,283	-11.8	500,177	-11.4	1.10	1.42	83.1	97.1
職業紹介・派遣業	249,997	53.2	142,027	-6.3	1.05	0.55	62.9	62.9
他の事業サービス	296,014	-0.1	179,364	1.6	1.08	0.67	69.8	86.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

70万円を超える産業も

産業別の支給状況をみると、1人平均支給額の最高額は、5~29人では機械器具卸売業が60万円を、30~99人では電気・ガス・熱供給等と機械器具卸売業が70万円を超えました。きまって支給する給与に対する支給割合

は、2ヶ月を超える産業はありませんでした。支給事業所数割合は5~29人で90%を超える産業が、30~99人では100%の産業がみられました。

今年の年末賞与はどのような結果になるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。他の規模のデータなど詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

年末年始の休みを取引先へ通知するとともに、取引先の休みを確認し、納期忘れ、資金の回収もれがないように心がけましょう。

01 年末調整の実施

そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

02 源泉徴収票等の法定調書関係の作成

給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。

また当年分の締めくくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、その合計となる法定調書合計表の作成（提出期限は令和5年1月31日）に向けた準備を早めに行いましょう。

03 賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

04 仕事納めの段取り確認

仕事納めまでの段取り、大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼などの最終確認をしましょう。納会を行う場合は、場所の手配や、飲食物の用意などをします。また取引先に年末の挨拶回りにいく場合は、この1年間に取引先に弔事がなかったかどうか再確認し、失礼のないようにします。また休暇中の緊急連絡先、その他注意事項を社内に通知するとともに取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続き、戸締まりなどの保安措置もしましょう。

一方で、取引先の年末年始の休暇がいつになるのかを確認し、在庫調整や資金回収もれがないように心がけましょう。

05 お歳暮、年賀状の送付

あらかじめ手配しておいたお歳暮、年賀状を送付します。年賀状は元日に届くように、25日頃までには投函するようにしましょう（引受は12月15日から開始）。

06 年始の準備

年始行事の段取りを確認しましょう。

- 初出（式）・・・ 場所の確保、集合時間、挨拶の依頼、式次第の確認
- 年間カレンダー・・・ 年間行事の確認と、カレンダー作成
- 年始挨拶回り・・・ 挨拶先の確認

今月は、賞与の支給、年末調整、年末年始の休み等で資金繰りが窮する時期です。計画の確認をしつつ、日単位で資金繰りを管理しましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	木	赤口	令和4年度年末年始無災害運動（～2023年1月15日）
2	金	先勝	
3	土	友引	障害者週間（～12月9日）
4	日	先負	
5	月	仏滅	
6	火	大安	
7	水	赤口	大雪
8	木	先勝	
9	金	友引	
10	土	先負	
11	日	仏滅	
12	月	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（11月分）
13	火	赤口	
14	水	先勝	
15	木	友引	
16	金	先負	
17	土	仏滅	
18	日	大安	
19	月	赤口	
20	火	先勝	
21	水	友引	
22	木	先負	冬至
23	金	赤口	
24	土	先勝	
25	日	友引	
26	月	先負	
27	火	仏滅	
28	水	大安	
29	木	赤口	
30	金	先勝	
31	土	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（11月分）（1月4日期限）